

社会福祉法人 滝川会 特別養護老人ホーム あじさい園

□ 「介護老人福祉施設」 入居契約書

□ 「地域密着型介護老人福祉施設」入居契約書

当施設は介護保険の指定を受けています。

介護老人福祉施設 (群馬県指定 第1070100316号)

地域密着型介護老人福祉施設 (群馬県指定 第1090100445号)

◇ ◆ 目 次 ◆ ◇

第一章 総則

- 第 1 条 (契約の目的)
- 第 2 条 (契約の期間)
- 第 3 条 (契約の終了事由)
- 第 4 条 (身元保証人・連帯保証人)

第二章 サービスの利用と料金の支払い

- 第 5 条 (施設サービス計画の決定・変更)
- 第 6 条 (介護保険給付対象サービス)
- 第 7 条 (介護保険給付対象外のサービス)
- 第 8 条 (サービス利用料金の支払い)
- 第 9 条 (利用料金の変更)
- 第 10 条 (入院・外泊に関する取扱い)

第三章 事業者の義務等

- 第 11 条 (要介護認定の更新申請)
- 第 12 条 (安全配慮の義務)
- 第 13 条 (秘密保持)
- 第 14 条 (相談・苦情対応等)
- 第 15 条 (施設サービス記録の契約者への開示)
- 第 16 条 (損害賠償責任)
- 第 17 条 (損害賠償がなされない場合)
- 第 18 条 (連絡義務)
- 第 19 条 (在宅復帰に向けた支援等)

第四章 契約者の義務

- 第 20 条 (契約者の施設利用上の注意義務等)
- 第 21 条 (損害賠償責任、原状回復の義務)
- 第 22 条 (契約終了後の精算、残置物の引取り)

第五章 非常災害対策

- 第 23 条 (非常災害対策)
- 第 24 条 (業務継続計画の策定等)

第六章 虐待防止の取組み

- 第 25 条 (虐待防止の取組み)

第七章 その他

- 第 26 条 (身体拘束の禁止、やむ得ない時の対応)
- 第 27 条 (善管注意義務)
- 第 28 条 (本契約に定めのない事項)
- 第 29 条 (合意管轄)

_____（以下「契約者」という。）と社会福祉法人滝川会（以下「事業者」という。）は、契約者が、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護（以下「施設」という。）における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される介護老人福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

第 1 条（契約の目的）

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことに必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、施設サービスを提供します。契約者は、提供された施設サービスの料金を支払います。

第 2 条（契約の期間）

契約者は、契約の終了事由がない限り、施設サービスを利用できます。

第 3 条（契約の終了事由）

1. 契約者は、事業者に申し出ることにより、この契約を解約することができます。
2. 事業者は、契約者に対し、次の事由に当てはまる場合、契約者に対し文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
 - ① 契約者のサービス利用料金の支払いが、正当な理由なく連続して2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように勧告したにも関わらず、これが支払われない場合
 - ② 契約者が病院等に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後2ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合
 - ③ 契約者が、事業者（従業員含む）、他の契約者に対し、本契約を継続し難いほどの背信行為を行い、その状況の改善が認められない場合
3. 契約者が、要介護認定の更新で、非該当（自立）または要支援と認定された場合は、所定の介護保険の有効期間の経過を持って、この契約は終了します。
4. 次の事由に該当した場合は、この契約はその翌日から自動的に終了します。
 - ① 契約者が、他の介護施設に入所された場合
 - ② 契約者が、死亡された場合
 - ③ 事業者が、やむを得ない事情により施設を閉鎖する場合

第 4 条（身元保証人・連帯保証人）

1. 契約者は、入所時に身元保証人と連帯保証人を立てることとします。
2. 身元保証人は、以下に定める責任を負います。
 - ① 契約者が、疾病等により医療機関に入院する場合に、入院申込、費用負担などの入院に必要な手続きを円滑に遂行すること

- ② 契約者が、退所等により本契約を終了する場合に、事業者と協力して契約者の状態に応じた受入れ先を確保すること
 - ③ 契約者が、死亡またはその他の事由により終了した場合に、速やかに遺体及び残留品の引取りなどの必要な処理を行うこと
3. 連帯保証人は、以下に定める責任を負います。
- ① 事業者に対して、本契約に基づく契約者の事業者に対する利用料などの経済的な債務について、契約者と連帯してその履行の責任を負います。
 - ② 契約者に債務不履行があった場合に、本契約から生ずる契約者の債務を負担します。債務の元本は、契約者が退所または死亡した場合に、確定するものとします。
 - ③ 負担する極度額 600,000 円（契約時の月額利用料金の 3 ヶ月分）を限度とします。
4. 事業者は、連帯保証人から請求があった場合に、遅滞なく、利用料等の支払い状況や滞納金の額、契約者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。
5. 契約者は、事業所に対し、身元保証人、連帯保証人の住所、氏名が変更した場合に、その旨を速やかに通知します。
6. 契約者は、本契約中に、身元保証人、連帯保証人が死亡もしくは辞退した場合に、遅滞なく、新たな身元引受人、新たな連帯保証人を立てることとします。
7. 新たに任命された連帯保証人は、前任の連帯保証人との利用料などの債務等につき、契約者と連帯して、その履行の責任を負うものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第 5 条（施設サービス計画の作成、決定・変更）

- 1. 事業者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
- 2. 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- 3. 計画担当介護専門員が、6 か月に 1 回、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じ、施設サービス計画について変更の必要性を調査します。調査の結果、施設サービス計画の変更が必要と認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
- 4. 事業者は、施設サービス計画を変更した場合に、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第 6 条（介護保険給付対象サービス）

- 1. 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、ホームにおいて、契約者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。
- 2. 前項の費用の額は「重要事項説明書」に記載したとおりとします。

第 7 条 (介護保険給付対象外のサービス)

1. 事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
①食事の提供、②居住の提供、③契約者に対する理美容サービス、④別に定めるところに従って行う契約者からの貴重品の管理、⑤事業者が特別に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事、⑥事業者が提供する以外の物品あるいは食品等
2. 前項の費用の額は、「重要事項説明書」に記載したとおりとします。
3. 事業者は、提供する各種のサービス内容、利用料金について、必要に応じて契約者、身元引受人等に対して分かりやすく説明するものとします。

第 8 条 (サービス利用料金の支払い)

1. 契約者は、サービスの対価として、事業者に対して、「重要事項説明書」に定める利用単位毎の料金をもとに、各契約者の負担割合に応じた料金を支払います。
2. 事業所は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月 10 日以降に、契約者又は身元保証人に通知します。
3. 契約者は、当月の料金の合計額を翌月 27 日 (休日の場合は翌営業日) までに、事業者が指定する方法で支払うものとします。(口座引落とし、現金支払い、振込み支払い)
4. 事業者は、契約者等から料金の支払いを受けた時に、契約者又は身元保証人に領収書を発行します。

第 9 条 (利用料金の変更)

1. 契約者の要介護状態の区分に変更があった場合は、「重要事項説明書」に記載された額に変更することとします。
2. 契約者の負担額認定額に変更があった場合は、介護保険法令等関係諸法令の趣旨に従い、利用料金を変更するものとします。
3. 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、当該介護保険給付対象外サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
4. 介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合は、その内容に応じた額に変更するものとします。
5. 前 3 項、前 4 項の変更があった場合は、契約者に事前に通知するものとします。
6. 契約者は、前項の変更に参加することができない場合には、本契約を解約することができます。

第 10 条 (契約者の入院・外泊に関する取扱い)

1. 契約者が病院又は診療所に入院した場合、3 ヶ月以内に退院すれば、退院後も再び事業所に入所できるよう努めるようにします。
2. 契約者は、事業者の同意を得た上で、外泊することができるものとします。
契約者は、外泊開始日の 3 日前までに事業者に届け出るものとします。
3. 契約者が、入院・外泊期間中に居室を確保する場合は、事業者に対し、当該居室の住居費を支払うものとします。入院日・外泊開始日の翌日から 6 日間における住居費は、

契約者の負担額認定額（第1～第3段階）の適応となりますが、それ以降の期間は、負担額認定額の適応にならず、基準費用額（第4段階）となります。

第三章 事業者の義務等

第11条（要介護認定の更新申請）

事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新申請の援助を行うものとします。

第12条（安全配慮の義務）

事業者は、サービス提供に当たり、契約者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。

第13条（秘密保持）

1. 事業者、サービス従事者又は従業員は、施設サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。
この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
2. 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

第14条（相談・苦情処理）

事業者は、契約者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、施設の設備または、サービスに関する契約者の要望、苦情等に対し、適切に対応します。

第15条（施設サービス記録等の契約者への開示）

1. 事業者は、契約者にサービス提供した場合に、予め定めた施設サービスの実施記録等に、その内容を記録します。
2. 事業者は、介護サービス記録などは、契約終了後5年間保管し、契約者、身元保証人、その代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

第16条（損害賠償責任）

1. 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って自己の責任に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、契約者に故意または過失が認められる場合に、契約者の置かれた心身の状況を斟酌として、相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
2. 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第17条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、事故の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 契約者が、契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ② 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対し、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に、専ら起因して損害が発生した場合
- ④ 契約者が、事業者又は従業者の指示・依頼に反して行った行為に、専ら起因して損害が発生した場合

第18条（連絡義務）

事業者は、契約者の健康状態が変化した場合に、予め届けられた連絡先に速やかに連絡を行うとともに、施設医、医療機関、保健所等と連携し、必要な処置を行います。

第19条（在宅復帰に向けた支援等）

事業者は、契約者及びその家族等からの在宅復帰に向けた希望により、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、居宅において日常生活を営むことができると認められる場合に、円滑な退所のために必要な支援等を行います。

第四章 契約者の義務等

第20条（契約者の施設利用上の注意義務等）

契約者および身元保証人は、施設サービスを利用するにあたり、以下の義務を負います。

- ① 居室や敷地及び共用の施設や備品等を、本来の用途に従って利用すること。
- ② 他の契約者及びサービス従事者や従業員の権利を、不当に侵害しないこと。
- ③ 特段の事情がない限り、事業者の取り決め、事業者または施設医等の指示に従うこと。
ただし、契約者及びその家族等が、事業者の取り決めや指示に対し、拒否する旨を明示し、起こりうる全ての責任を負うことを明らかにした場合は、その限りではない。
- ④ 事業者が提供するサービスに異議がある場合は、速やかに事業者に知らせること。
- ⑤ 前橋市並びに介護保険法その他省令に基づく事業者への立ち入り調査に協力すること。

第21条（損害賠償責任、原状回復の義務）

居室及び共用の施設や備品等を、故意または重大な過失により、滅失、破損、汚損もしくは変更した場合に、事故の費用により現状に復するか、又は相当の対価を支払うものとしします。

第22条（契約終了後の精算、残置物の引取り）

1. 契約者および身元保証人は、本契約が終了した場合に、すでに提供されたサービスに対する利用料金の支払義務、居室等における原状回復の義務、その他の義務を履行した上で、居室を明け渡すものとしします。
2. 本契約が終了後、契約者および身元保証人は、契約者の残置物（高価品を除く）を、

引き取る者（以下「残置物引取人」という）を定められることとします。

3. 残置物引取人は、事業者からの引き渡しに関する連絡を受けた後から1週間以内に残置物を引き取ることとします。但し、事業者からの連絡を受けた後、特段の事情がある場合には、速やかに、その旨を連絡するものとします。
4. 残置物引取人が残置物を引き取る義務を履行しない場合には、契約者又は連帯保証人の費用負担にて、事業者が残置物を処分できるものとします。

第五章 非常災害対策

第23条（非常災害対策）

事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。

第24条（業務継続計画の策定等）

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、契約者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

第六章 虐待防止の取組み

第25条（虐待防止の取組み）

事業者は、契約者等の人権の擁護、虐待防止等のために、以下の必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する責任者の設定、②成年後見制度等の活用、③職員教育、④通報義務
- ⑤虐待防止のための体制づくり

第七章 その他

第26条（身体拘束の禁止、緊急やむを得ない場合の対応）

1. 事業者は、サービス提供にあたって、契約者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、他の行動制限する行為を行わないものとします。
2. 事業者は、緊急やむを得ない状況により、契約者に対し、身体拘束を実施する場合には、契約者または身元保証人にその事由を、内容・目的・理由等をできる限り詳細に口頭や文章等により説明し、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に同意を得るものとします。
3. 身体拘束を実施した場合には、その状況や経過等を記録し、閲覧に供します。

第27条（善管注意義務）

事業者は、契約者により委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第28条（本契約に定めのない事項）

1. 契約者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令を定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第29条（合意管轄）

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、契約者及び事業者は、契約者の居住地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

上記の契約を証するため、本書式通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各巻通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者	住所	群馬県前橋市川曲町536番地
	事業者名	社会福祉法人 滝川会
	代表者氏名	清水 恵美子 印

契約者	住所	
	氏名	印

身元保証人	住所	
	氏名	印

連帯保証人	住所	
	氏名	印